

令和六年第一回藤崎町議会定例会会議録

一、開会日時 令和六年三月四日 午前十時〇〇分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和六年三月十三日 午前十一時二十九分

一、出席及び欠席議員の氏名
別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 木村 宣 文 係 長 大崎 光 喜

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	五 十 嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高 木 秀 光	財 政 課 長	三 上 孝 之
経営戦略課長	石 澤 岩 博	税 務 課 長	佐 々 木 克 尚
住民課長	石 井 孝	福 祉 課 長	葛 西 昭 仁
農政課長農委事務局長併任	舘 田 康 彦	建 設 課 長	鳴 海 浩 司
上下水道課長	木 村 文 徳	会計管理者会計課長兼務	高 木 勝 則
監査委員	福 士 竹 志	選挙管理委員長	加 福 孝 二
農業委員会会長	安 原 義 太 郎	教 育 長	羽 賀 義 易
学務課長学校給食センター所長兼務	佐 藤 康 文	生涯学習課長	佐 々 木 泰 人

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、陳情書の委員会付託

一、諮問第 一号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

一、諮問第 二号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

一、諮問第 三号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

一、議案第 三号 藤崎町工場立地法に基づく準則を定める条例案

一、議案第 四号 藤崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を
改正する条例案

- 一、議案第 五号 藤崎町水道事業給水条例等の一部を改正する条例案
- 一、議案第 六号 藤崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案
- 一、議案第 七号 藤崎町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 一、議案第 八号 藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 一、議案第 九号 藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 一、議案第 十号 藤崎町ふじ原木公園設置条例の一部を改正する条例案
- 一、議案第 十一号 福館公民館の指定管理者の指定の件
- 一、議案第 十二号 榊公民館の指定管理者の指定の件
- 一、議案第 十三号 福島公民館の指定管理者の指定の件
- 一、議案第 十四号 福左内公民館の指定管理者の指定の件

- 一、議案第 十五号 藤崎町常盤地区コミュニティセンターの指定管理者の指定の件
- 一、議案第 十六号 藤崎町亀田地区交流センターの指定管理者の指定の件
- 一、議案第 十七号 藤崎町水木地区ふるさとセンターの指定管理者の指定の件
- 一、議案第 十八号 藤崎老人憩の家の指定管理者の指定の件
- 一、議案第 十九号 徳下老人憩の家の指定管理者の指定の件
- 一、議案第 二十号 久井名館老人憩の家の指定管理者の指定の件
- 一、議案第二十一号 富柳老人憩の家の指定管理者の指定の件
- 一、議案第二十二号 三ツ屋老人憩の家の指定管理者の指定の件
- 一、議案第二十三号 中野目研修集会センターの指定管理者の指定の件
- 一、議案第二十四号 三集落生活改善センターの指定管理者の指定の件
- 一、議案第二十五号 西中野目生活改善センターの指定管理者の指定の件
- 一、議案第二十六号 藤越研修集会所の指定管理者の指定の件

- 一、 議案第二十七号 白子研修集会所の指定管理者の指定の件
- 一、 議案第二十八号 林崎研修集会所の指定管理者の指定の件
- 一、 議案第二十九号 平成会館の指定管理者の指定の件
- 一、 議案第三十号 若松転作研修館の指定管理者の指定の件
- 一、 議案第三十一号 令和5年度藤崎町一般会計補正予算（第9回）案
- 一、 議案第三十二号 令和5年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第4回）案
- 一、 議案第三十三号 令和5年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）案
- 一、 議案第三十四号 令和5年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第4回）案
- 一、 予算特別委員会報告
- 一、 議案第三十五号 令和六年度藤崎町一般会計予算案

- 一、議案第三十六号 令和六年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
- 一、議案第三十七号 令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
- 一、議案第三十八号 令和六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
- 一、議案第三十九号 令和六年度藤崎町水道事業会計予算案
- 一、議案第四十号 令和六年度藤崎町下水道事業会計予算案
- 一、議案第四十一号 藤崎町副町長の選任の件
- 一、陳情第五号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情
- 一、発議第一号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書案
- 一、陳情第一号 「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 一、発議第二号 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書案
- 一、常任委員会報告

一、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

一、常任委員会の閉会中の継続調査の件

一、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

一、議事の経過

別紙のとおり

第一日 令和六年三月四日

開 議 午前十時十五分

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和六年第一回藤崎町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により、会議録署名者は、六番阿部祐己議員、七番五十嵐 忍議員、八番奈良岡文英議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。五十嵐 忍議会運営委員長。

〔議会運営委員長 五十嵐 忍君 登壇〕

○議会運営委員長（五十嵐 忍君）

おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告いたします。

去る二月二十九日午前十時から、役場三階小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、令和六年第一回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から三月十三日までの十日間とし、会期日程についてはお手元に配付しておりますとおり、三月四日は開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、陳情書の委員会付託、予算特別委員会設置、三月五日、六日は議案熟考のため休会、三月七日は町政に対する一般質問、三月八日は各常任委員会開催のため休会、三月九日、十日は休日及び日曜日のため休会、三月十一日、十二日は予算特別委員会のため休会、三月十三日は議案審議、採決、閉会、以上、議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告いたします。

○議長（奈良完治君）

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から三月十三日までの十日間とし、休会日はお手元に配付してあります日程表のとおりにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から三月十三日までの十日間に決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案などの受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

次に、代表監査委員から監査報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

〔監査委員 福士竹志君 登壇〕

○監査委員（福士竹志君）

監査報告を申し上げます。

例月監査については、去る二月二十六日から二十八日までの三日間にわたり、一月分の各会計の収入、支出について、出納関係諸帳簿並びに支出に関する調書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており、異常なものとは認めませんでした。

以上で監査報告を終わります。

○議長（奈良完治君）

監査報告が終わりました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第四、諮問第一号から諮問第三号及び議案第三号から議案第四十号まで一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

一月の正月気分が吹っ飛んだ能登半島の大地震、いまだ一万人以上を超える方が家を失い、社会、ライフラインが崩壊し、本当に気の毒に思っているところでございます。多くの町民、そして多くの団体、そして議員の皆様、職員の皆様、義援金を募って、先般、二回に渡りまして、青森県赤十字を通して日赤のほうに七十三万四千四百七円の義援金を届けさせていただきました。まだまだライフラインが滞っておりますので、復興には時間と、いわゆる予算が必要であ

ります。町では、福祉課のほうに義援金を受ける箱を今年いっぱい設置して、多くの皆さんにご協力を仰ぎたいと、そう思っております。

改めまして、皆さんと共に、亡くなられた二百四十一名の皆様に哀悼の誠をささげながら、一日も早い復興を望むところでもございます。

本日ここに、令和六年第一回藤崎町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、開会に当たり、一言挨拶申し上げます。

早いもので三月を迎え、今年度も残すところあと一か月を切りました。この一年を振り返りますと、まず、五月に新型コロナウイルス感染症が五類感染症に移行してから、社会経済活動の正常化が本格的に進んできたところではありますが、当町においても、かつてのにぎわいを取り戻すべく、制限を伴わず、様々なイベントや各事業について実施してまいりました。

その中で、町にとって一大イベントの一つである「ふじさき秋まつり」については、制限を四年ぶりに撤廃し、十一月の十八日、十九日の二日間にわたり開催いたしました。町内外各地から延べ一万五千人の方が来場されたところであり、町に笑顔があふれ活気づく様子は皆様の記憶にも新しいことと思われませんが、ひとえに町民の皆様をはじめ、関係者全員のご協力の賜物であると、改めて感謝申し上げる次第であります。

今後も、町が培ってきた「産業」「文化」「健康」を三本柱とする秋まつりの歴史を大切にしながら、「りんごとお米の感謝祭」として町民力を結集し、末永く開催できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、今年度は、私の四期目の任期の始まりの年ではありますが、これまで同様、町民の皆様からのご提言やご要望などを踏まえ、様々な施策の実現に取り組んでいるところであります。その施策の一端に関し、ご報告申し上げます。

まず、子育て支援対策につきましては、ゼロ歳児と一歳児の紙おむつの購入費の助成を継続するとともに、来年度につきましては、子供の健やかなる成長に寄り添うため、子ども医療費助成の対象を高校生まで拡充するとともに、子育て環境のさらなる充実に向けて、全児童に対する給食費の無償化に伴う準備を進めたいと考えているところであります。

また、先般、町と教育委員会で行った合同表彰において、常盤小学校スクールバンド部の全国大会金賞受賞や藤崎中学校女子バスケットボール部の県大会優勝、相撲大会、陸上競技などの様々な運動競技のほか、書道大会やピアノコンクールなど多種の分野で子供たちが輝かしい成績を取められたことは、全力で注いだ情熱とたゆまぬ努力の結果であると感銘を受けたとともに、町で行う子育て支援策が子供たちの夢の実現を後押しできるものとなるよう期待するものであります。

次に、農業振興対策につきましては、当町の基幹産業である農業における生産体制を強化するため、農業の担い手の育成や新規就農者への助成等の事業を継続するとともに、さらなる支援策といたしまして、新たに令和六年度から二か年限定で稲わらすき込み費用助成事業を実施することとしております。また、リンゴ腐らん病の防除における核となる取組として新たに採用された交信攪乱剤、いわゆるコンフューザーRの使用に対する補助など、当町の農業環境に資する対策を今後も講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用につきましては、令和六年度において、ふじ原木公園の施設を整備し、「ふじ」発祥の地としての発信を強化するとともに、「藤崎らしさ」にあふれた、生き生きと暮らせる町を創造するため、農福連携によるキノコ類の栽培及び障害者就労の推進や、ものづくり・しごとづくりをテーマとする交流施設「リンゴカ」の供用開始に向けて準備を進めているところであります。

このほか、福祉対策につきましては、藤崎診療所の廃止後における受診環境を確保するとともに、シビックプライドの意識醸成を目指し、町民一人一人が世代を超えて地域ぐるみで支え合う地域共生社会の実現に向けた包括的な支援へ

の転換を図るため、重層的な支援体制の整備を進めてまいりたいと思います。

なお、本定例会におきましては、補正予算のほか、令和六年度当初予算案を上程しておりますが、次世代に向けた責任ある持続可能な財政基盤への道筋を示すべく、限られた財源の範囲の下、先ほど述べました策のほか、様々な対策について予算に反映したところでありますので、内容について十分ご確認いただき、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会の開会に当たり、上程されました諮問三件、議案三十八件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件。本件は、人権擁護委員である工藤 優氏の任期について、人権擁護委員の委嘱発令の運用が変更となったことに伴い、人権擁護委員法第九条の規定により、令和六年三月三十一日から三か月間延長され、令和六年六月三十日をもって満了することから、後任の委員として同氏を再び法務大臣へ推薦いたしたく、提案するものであります。

同氏は、長年にわたり教育現場でご活躍され、教育の振興発展に大きく貢献された方であり、その豊富な知識と経験を生かし、平成三十年四月から現在に至るまで人権擁護委員を務められており、また、教育委員会委員や町国民健康保険運営協議会委員などを歴任し、経験豊富で委員として適任であると考えておりますので、議会の同意を求めるものであります。

諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件。本件は、人権擁護委員である高木志津氏の任期が令和六年六月三十日をもって満了することから、後任の委員として同氏を再び法務大臣へ推薦いたしたく、提案するものであります。

同氏は、令和三年七月から現在に至るまで人権擁護委員を務められており、また、スポーツ協会理事のほか、町ス

ポーツ推進委員、学校評議員、町公営企業料金検討委員会委員、町子ども会育成連合会役員など、町の様々な分野において長年にわたりご活躍されており、経験豊富で委員として適任であると考えておりますので、議会の同意をお願いするものであります。

諮問第三号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件。本件は、人権擁護委員である奈良岡裕次氏の任期が令和六年六月三十日をもって満了することから、後任の委員として笹原和子氏を法務大臣へ推薦いたしたく、提案するものであります。

同氏は、町社会福祉協議会職員として長年にわたり地域福祉の推進に大きく貢献されており、その豊富な知識と経験を生かし、町地域自立支援協議会委員を歴任し、人格識見高く社会的信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えておりますので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第三号藤崎町工場立地法に基づく準則を定める条例案。本条例案は、地域の環境保全に配慮した工業の振興及び企業の立地促進による地元雇用の創出を図るため、工場立地法第四条の二第一項の規定に基づき、一定規模以上の工場に係る緑地面積及び環境施設面積の基準を定めるために制定したく、提案するものであります。

議案第四号藤崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案。本条例案は、地方自治法等の一部改正に伴い、引用法令による条ずれが生じたことから、関係条例について所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第五号藤崎町水道事業給水条例等の一部を改正する条例案。本条例案は、生活衛生等関係行政機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、令和六年四月一日より、水道法等による所掌事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから、関係条例について所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第六号藤崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案。本条例案は、行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用箇所の文言等の整理について所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第七号藤崎町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案。本条例案は、子育て世帯の経済的負担のさらなる軽減を図るため、令和六年四月診療分以降の子ども医療費に係る給付の要件について、対象年齢を中学校卒業から十八歳到達以後の最初の三月三十一日まで拡充すること等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第八号藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。本条例案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令の一部改正に伴い、情報通信技術の活用の推進を図るため、施設運営規程の概要などの重要事項を掲示する方法の見直し等について所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第九号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案。本条例案は、第九期介護保険事業計画策定に伴い、令和六年度から令和八年度までの介護保険料率等の規定について所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第十号藤崎町ふじ原木公園設置条例の一部を改正する条例案。本条例案は、ふじ原木公園の利便性向上を図るため、公園内に休憩エリア等の施設を設置することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第十一号福館公民館の指定管理者の指定の件、議案第十二号榊公民館の指定管理者の指定の件、議案第十三号福島公民館の指定管理者の指定の件、議案第十四号福左内公民館の指定管理者の指定の件、議案第十五号藤崎町常盤地区コミュニティセンターの指定管理者の指定の件、議案第十六号藤崎町亀田地区交流センターの指定管理者の指定の件、議案第十七号藤崎町水木地区ふるさとセンターの指定管理者の指定の件、議案第十八号藤崎老人憩の家の指定管理者の指定の件、議案第十九号徳下老人憩の家の指定管理者の指定の件、議案第二十号久井名館老人憩の家の指定管理者の指

定の件、議案第二十一号富柳老人憩の家の指定管理者の指定の件、議案第二十二号三ツ屋老人憩の家の指定管理者の指定の件、議案第二十三号中野目研修集会センターの指定管理者の指定の件、議案第二十四号三集落生活改善センターの指定管理者の指定の件、議案第二十五号西中野目生活改善センターの指定管理者の指定の件、議案第二十六号藤越研修集会所の指定管理者の指定の件、議案第二十七号白子研修集会所の指定管理者の指定の件、議案第二十八号林崎研修集会所の指定管理者の指定の件、議案第二十九号平成会館の指定管理者の指定の件、議案第三十号若松転作研修館の指定管理者の指定の件、以上二十件は、公民館等集会施設において、各町内会などから指定管理者の指定申請があったことから、施設の指定管理者として指定したいので、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、いずれも令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五か年となるものであります。

議案第三十一号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第九回）案。今回の補正は、国の補正予算に伴う事業費を計上するほか、各事業の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入歳出とも二億一千八十八万三千円を追加し、予算規模は八十五億五千三百三万四千円となるものであります。

まず、歳入の主な内容について申し上げます。

第一款町税の追加は、収入見込みによるものであり、第十四款国庫支出金の追加は、明德中学校予防改修事業や町道整備事業などに対する交付金等が主なものであります。

第十五款県支出金は、各事業の確定及び執行見込みによる増減が主なものであり、第二十一款町債の追加は、主に国の補正予算を活用するハード事業に対応するものであります。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。

第二款総務費、地方創生推進費、ふじさき移住すまいづくり支援金の追加は、申請件数見込みの増によるものであり、

第三款民生費、児童措置費、子どものための教育・保育給付費の追加は、保育士等の人件費引上げのための公定価格改定に対応するものであります。

第六款農林水産業費、農地費、農地中間管理機構関連農地整備事業負担金の追加は、榊地区ほ場整備事業の負担金の増に対応するものであり、第八款土木費、道路新設改良費の追加は、町道の舗装補修工事費や橋梁補修の詳細設計に関する経費を計上するものであります。

第十款教育費、事務局費、備品購入費の追加は、適応教室のための備品を整備するものであり、同じく明德中学校費の追加は、明德中学校予防改修事業に要する経費を計上するものであります。

また、第二表繰越明許費は、国の補正予算や交付金等を活用し、次年度において各事業を実施するためのものであり、第三表債務負担行為の補正は、次年度当初予算に計上しているスポーツプラザ藤崎改修工事の設計業務委託について、速やかに発注するためゼロ町債を活用するものであり、第四表地方債の補正は、国の補正予算を活用する事業へ対応するものであります。

議案第三十二号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案。今回の補正は、出生数の確定見込みに伴う出産育児一時金の減額等が主なもので、歳入歳出とも五百六十五万三千円を追加し、予算規模は十九億六十九万八千円となるものであります。

議案第三十三号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案。今回の補正は、広域連合事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定に伴うもので、歳入歳出とも二百九十五万六千円を追加し、予算規模は三億五千四百三十六万一千円となるものであります。

議案第三十四号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案。今回の補正は、主に介護給付費等の追加に対応するもので、歳入歳出とも百六十二万三千円を追加し、予算規模は十九億一千二百八十万八千円と

なるものであります。

議案第三十五号令和六年度藤崎町一般会計予算案。令和六年度の我が町の財政を取り巻く環境は、歳入については、六月からの定額減税の影響が懸念されるものの、財政運営上、最も重要な要素である普通交付税については、子ども・子育て政策に対する財政需要や地方創生の推進、人口減少対策などに配慮した国の地方財政対策により、対前年度比増の交付額が見込まれることとなりました。

一方、歳出については、あらゆるモノやサービスの値上がりに加え、増大する公共施設の維持管理経費や電算システム関連の更新費、社会保障経費など、依然として厳しいことには変わらない状況であります。

しかしながら、このような状況下においても、藤崎町第二次総合計画（みんなで築くふじさき未来プラン）に掲げる町の将来像である「みんなで築く 希望に満ち、活力があふれるまち ふじさき」を目指し、町民と一体となって持続可能な未来へ歩みを進めていくための予算編成を心がけました。

それでは、令和六年度一般会計予算について、その概要を申し上げます。

一般会計予算の総額は七十九億円とし、前年度と比較して六億四千万円、率にして八・三％の増となりました。

では、歳入の主な内容について申し上げます。

町税につきましては、新築家屋や新税率が適用となる軽自動車の増が見込まれるものの、定額減税の影響により町民税の大幅減が見込まれるため、町税全体では対前年度比一・八％の減を見込んでおります。

地方消費税交付金につきましては、令和五年度実績見込み等を勘案し、対前年度比三・〇％の減を見込んでおります。

普通交付税につきましては、国の地方財政対策では対前年度比一・七％の増となっておりますが、当町においては、令和五年度実績見込み等を勘案し、対前年度比三・一％の増を見込んでいるところであります。

国庫支出金につきましては、重層的支援体制整備事業交付金、学校施設環境改善交付金の皆増等が総額を引き上げた

ものであります。

県支出金につきましては、重層的支援体制整備事業費交付金の皆増や障害者自立支援給付費負担金の増により、前年度より増額となっております。

繰入金につきましては、普通交付税の額が不透明であることから、財源の不足分を財政調整基金により対応したほか、公債費支出に対する一般財源の負担軽減のための減債基金、建設事業や施設の維持管理費など一般財源を補うための公共施設等整備基金、ふるさと納税を活用したふじさき応援基金の繰入れを見込んでおり、特に、公共施設等整備基金繰入金は、電算機器の更新や町営住宅関連事業への活用等により、前年度に比べ大幅増となっております。

町債につきましては、地方財政対策により臨時財政対策債が減が見込まれるものの、防災行政無線機能強化事業等が計上されているため、対前年度比で大幅増となっております。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。

まず、旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用につきましては、令和五年度は全天候型屋内グラウンドの供用を開始し、町民の心身の健全な発達とスポーツの普及振興に努めるとともに、ものづくり・しごとづくりの拠点を整備するため、旧藤崎校舎の改修工事を実施しております。令和六年度は、「ふじ」発祥の地を全国的に発信強化するため、ふじ原木公園の施設整備や、ふじさき産業文化交流施設「リンゴカ」を活用したソフト事業を実施するとともに、令和四年度から実施している各種ソフト事業を継続し、地方創生と魅力あふれるまちづくりを推進するものであります。

人口減少対策につきましては、不妊治療の保険適用に対応するため、新たに不妊治療助成事業を実施して、人口の自然減を抑制するとともに、ふじさき移住すまいづくり支援金による助成を継続し、移住・定住の基盤を整備して人口の社会増を図るものであります。

子育て対策につきましては、町内の小中学校に通う第二子以降の児童に対する給食費の無償化及びゼロ歳児・一歳児

の紙おむつの購入費助成を継続するとともに、子ども医療費助成の対象を高校生まで拡充し、さらなる支援を図るものであります。

福祉対策につきましては、藤崎診療所の廃止後に町民の受診機会を確保するため、藤崎町地域医療方針に基づく支援事業を実施するほか、地域共生社会の実現に向けて、介護、社会福祉、障害福祉など、制度ごとに縦割りで整備された支援体制を見直し、包括的な支援体制への転換を図るため、重層的支援体制整備事業を実施するものであります。

また、妊婦歯科健診や産婦健診を無償化し、母子保健のさらなる充実を図るため、保健指導、健康診査、各種検診、予防接種事業などについても継続し、住民の健康の保持増強に資するものであります。

農業振興対策につきましては、リンゴ、米、野菜など、町の基幹産業である農業の生産体制強化、担い手の育成、新規就農者や経営規模拡大を図る農家への助成などと併せて、令和六年度から二か年限定で稲わらすき込み費用助成事業を実施し、農業者の支援を充実させるものであります。

商工及び観光対策につきましては、令和五年度に引き続き、「ふじワングランプリ」や町民力を結集した「ふじさき秋まつり」などのイベントを開催するほか、地域の祭りの保存伝承のため、ねふた運行団体の活動を引き続き支援し、交流人口の拡大とにぎわいの創出に取り組むものであります。

土木対策につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した道路改良事業や緊急自然災害防止対策事業債を充当する町道舗装補修事業等により交通安全を確保するとともに、令和五年度から実施している木造住宅耐震診断事業に加え、木造住宅の耐震改修や建て替えに対する補助事業を新設し、一般住宅の耐震化の支援を拡充するものであります。

消防・防災対策につきましては、弘前地区消防事務組合負担金のほか、防災行政無線の機能強化や防災マップの作成等により、火災や自然災害等から住民の命や資産を守る体制を強化するものであります。

教育振興対策につきましては、語学力やコミュニケーション能力の向上を図るため、中学生を対象とした海外での国

際交流事業の再開を視野に予算を計上し、施設整備関連につきましては、明徳中学校体育館の予防改修事業や藤崎中学校の長寿命化事業に向けた調査設計の経費を計上するなど、教育環境の確保を図るものであります。

また、道路交通法の改正に伴い、自転車のヘルメット着用が全年齢に努力義務化されたことを受け、小中学生を対象に自転車用ヘルメット購入費の一部助成を実施し、児童生徒の交通事故被害の軽減に寄与するものであります。

社会教育及び社会体育につきましては、令和八年度に本県で開催予定の国民スポーツ大会に向けたスポーツプラザ藤崎改修工事の設計費や、スポーツ少年団の活動場所への送迎を試験的に実施し、誰もがスポーツに親しむ機会や環境を創出してまいります。

また、施設整備関連につきましては、町文化センターの設備更新経費を計上し、引き続き地域コミュニティー拠点として環境整備を図るものであります。

議案第三十六号令和六年度国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案。国保被保険者の後期高齢者医療制度への移行並びに被用者保険の適用拡大に伴い、国保加入者数の減少が見込まれることから、予算額は歳入歳出とも対前年度比二千九百万円減の十七億五千七百万円となるものであります。

議案第三十七号令和六年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案。後期高齢者医療被保険者の加入増加並びに医療技術の高度化により療養給付費の増額が見込まれますが、療養給付費に係る予算を一般会計後期高齢者医療整備費へ組替えることから、予算は歳入歳出とも対前年度比一億三千九百万円減の二億三百万円となるものであります。

議案第三十八号令和六年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案。介護保険に係る給付費の微減に加え、地域包括支援センターの運営や地域介護予防活動支援事業等に係る予算を一般会計重層的支援体制整備事業費へ組替えることから、予算額は対前年度比三千百万円減の十七億七千二百万円となるものであります。

議案第三十九号令和六年度藤崎町水道事業会計予算案。近年の少子高齢化による人口減少、一般家庭の節水意識の高

まりなど、水需要は年々減少しておりますが、安全な水を安定して供給することを目的に給水施設の維持管理に万全を期するための予算を編成するもので、収益的収支は、収入支出とも三億七千四百四十六万二千元に、資本的収支は、収入が四百四十万円、支出が九千二百八十五万二千元となるものであり、不足額八千八百四十五万二千元は内部留保資金等で対応するものであります。

議案第四十号令和六年度藤崎町下水道事業会計予算案。豊かな自然環境の保全や快適な生活環境づくりに欠かせない下水道事業については、経営の健全化や加入促進に努めながら、町内に七か所ある汚水処理施設や排水管、マンホールポンプなどの維持管理に万全を期するための予算を編成するもので、収益的収支は、収入支出とも五億六千五百二万三千元となるものであります。

また、資本的収支は、新規事業として内水浸水リスクマネジメント推進事業を実施し、内水ハザードマップを作成するもので、収入が二億五千九百七十万円、支出が四億三千九百七十七万一千円となるものであり、不足額一億八千七万一千円は減価償却費等の内部留保資金で対応するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞご慎重ご審議の上、原案のとおり決定を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第五、陳情書の委員会付託の件を議題とします。

陳情第五号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情については、民生教育常任委員会に付託したので、報告いたします。

日程第六、予算特別委員会設置の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会は、令和六年度の各会計予算案が提案されておりますので、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第三十五号から議案第四十号までをこれに付託の上、審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第三十五号から議案第四十号までをこれに付託の上、審査することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前十一時〇一分
